慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔民集未登載最高裁民訴事例研究三七〕 宗教法人の所有する土地の明渡しを求める訴えが、法律 上の争訟に当たらず、不適法とされた事例(最高裁平成二一年九月十五日第三小法廷判決)
Sub Title	
Author	三上, 威彦(Mikami, Takehiko)
	民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2013
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.86, No.4 (2013. 4) ,p.78- 95
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20130428-0078

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

民 集 未 登 載 最 高 裁 民 訴 事 例 研 究 三七

土地明渡等、代表役員の登記抹消手続請求事件 宗教法人の所有する土地の明渡しを求める訴えが、法律上の争訟に当たらず、不適法とされた事例 最高裁平二〇年绶第一五六五号、平二一年九月一五日第三小法

務事情一八八八号六〇頁

廷判決

(裁判所時報一四九二号一六頁、

判例時報二〇五八号六二頁=判例タイムズ一三〇八号一一七頁=金融法

当該寺院の代表役員となるものとされている(住職規程 ければならないとされ に属する僧侶は宗務本所備付けの僧侶台帳に僧籍を登載しな Aにおいては、僧侶とは、Aの法階を稟承した者をいい、 住職の職にある者」をもって充てることとされている。また、 包括される宗教法人であるが、 項、 項によれば、代表役員は、「Aの宗制の規程によってXの (宗教法人玉龍寺) はA さらに、 住職は僧侶であることが前提とされており、 (僧侶規程 Xの規則(玉龍寺規則)八条 (宗教法人臨済宗妙心寺派)に 〔甲二〇〕一条一項、二条 軍

二一〕一条、二条二項参照)。 Xの住職の地位にあった者であるが、 Aの宗制では

 Y_2 たが、 すなわち僧侶の身分を喪失させ、僧籍台帳からその登録を削 門の秩序を紊した者」に該当するとして、Aから擯斥処分、 懲誡規程四条一項三号所定の「宗旨又は教義に異議を唱え宗 管長以外の者が法階を授与することは禁じられているにもか Yに対しては建物 Xを相手取ってXの代表役員の地位にあることの確認を求め 除する処分(Aの懲誡規程二条一号)を受けた。そこでYは 成講座」の講師として受講者に法階を授与したことが、Aの かわらず、Yが日本カルチャー協会が主催する「在家僧侶養 本件では、まず、X(代表役員登記の名義人はX) (Ynの養女)を相手取り、 訴え却下の判決を受け、その判決は確定した (庫裏・本堂) 土地家屋の所有権に基づき、 退去・土地明渡を求めると (前訴)。

れに対し、

控訴審たる名古屋高等裁判所は、

乙事件のY

仮定的に、 者参加をし、被参加人以に対し、代表役員の抹消登記手続を る訴えを提起した(乙事件)。さらにYは乙事件に独立当事 記手続を求める訴えと、仮定的に解任による同趣旨を請求す Xを被告として、 えを提起した(甲事件)。これに対し、 またYに対しては建物 正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記を求めた。 Y名義となっていた本件庫裏・本堂については、 真正な登記名義の回復を原因とする代表役員就任 錯誤を理由とする代表役員の登記の抹消登 (寄宿舎)収去・土地明渡を求める訴 Yに代表されたXが 真

は、

の登記手続を求めた(丙事件)。

たものであり、 案判決を下した。乙事件は、代表権限のない者が訴訟提起し 件における原告らの訴えをいずれも却下した。 しを図るのは、 実体判断に近い判断をし既にその点の決着がつけられている あるかということが真っ向から争われ、 却下による敗訴であるが、 第一審たる岐阜地方裁判所は、 いずれも訴え却下の判決を下した。 Yの側が擯斥処分の無効等を持ち出して前訴の蒸し返 XのYおよびYに対する請求をいずれも認容する本 甲事件については、Xの代表役員はXと認められる また、丙事件でYには当事者適格がないとし 信義に反し許されないとして、 裁判では正に以の代表役員が誰で 前訴は形式上は確かに訴え 実質的には限りなく 以上の判断に 乙および丙事

た。

当たらないとし、 したが、 による終局的な解決が不可能であるとして、法律上の争訟に を避けることができないから、その実質において法令の適用 教上の教義ないし信仰の内容について一定の評価をすること 提問題として擯斥処分の効力の有無が問われており、 いないことから、請求を認容した点につき第一審判決を維持 XのYに対する請求のうち所有権移転登記手続請求について 控訴を棄却した。また甲事件でXが代表者として提起した、 のXに対する参加請求にかかる訴えにつき却下の訴訟判決を を代表者とするXのXに対する訴えおよび丙事件におけるY Y₁が、 建物退去土地明渡請求については、その当否を決する前 甲事件のXのYに対する請求を認め第一審判断を維持し 甲事件での私が代表する私の、 本件庫裏・本堂の所有権がXにあることを争って 第一審判決を取り消したうえ訴えを却下し Yに対する請求のう A の 宗

ち、

者が法階を授与することは禁じられているにもかかわらず、 容について評価をしなくても判断が可能であるのに、 に該当するか否かについては、 ことを、 Yが在家僧侶養成講座の講師として受講者に法階を授与した てをし、 対する請求についての原審判断についてのみ上告受理の申立 これに対し、 本件擯斥処分は、 その理由とするものであって、Yの行為が擯斥事由 Xを代表者とするXは、 包括法人の宗制では、 宗教上の教義ないし信仰の内 甲事件のうち、 管長以外の Xi の訴 Y_1

受理したうえで、以下のように述べて上告を棄却した。令の解釈を誤る違法があると主張した。最高裁判所は上告をえを「法律上の争訟」に当たらないとした原審の判断には法

(判)

の訴えは、 入って審理、 無を判断するには、 に照らせば、 主張しているのであって、この主張及び上記擯斥事由の内容 記行為が懲誡規程四条一項三号所定の擯斥事由に該当する旨 る必要はなかったものと考えられる。 も宗教上の教義ないし信仰の内容に立ち入って審理、 由に該当するか否かが問題となっているのであれば、 ととされているのであるから(管長及び管長代務者規程三条 定めているところ、Aにおいて、法階は、管長が叙任するこ 反して甚だしく本派の秩序を紊した』ことを剝職事由として 項六号、 「本件記録によれば、 法階規程一条二項)、Yの上記行為が上記剝職事 裁判所法三条にいう 判断することを避けることはできないから、 本件訴訟の争点である上記擯斥処分の効力の有 宗教上の教義ないし信仰の内容に立ち 上記懲誡規程五条一号は、 『法律上の争訟』に当たらず、 しかし、 X₁は、 『宗制に違 判断す Y₁の と 必ずし X_1

判例の状況と本判決の位置付け

満たすことが共通認識になっている。ただ、この要件自体 れることが多い。本件もそのような事件の一つである。 教団体内部の紛争をめぐってこの問題が先鋭的な形で争わ 判例においてさまざまな面から扱われているが、とくに宗 抽象的であり、その具体化が模索されてきた。この問題は 防御方法が法令の適用に適するもの、という二つの要件を 律関係とみなされること、および②訴訟物についての攻撃 ŋ き裁判する。そこで、法律上の争訟とは、 (1)それは①訴訟物が当事者間の具体的権利義務または法 司法裁判所は、「法律上の争訟」 (裁三条一 判例・ 項 学説によ

見られるテーゼを抽出してみることとする。 (2) 宗教団体をめぐる紛争に関して多くの判例がある。 (2) 宗教団体をめぐる紛争に関して多くの判例がある。 (3) 宗教団体をめぐる紛争に関して多くの判例がある。

の罷免を求める嘆願書が曹洞宗宗務長に提出された。そしため、檀信徒の大多数によるY不信任の署名が集まり、Y外の女性と懇ろになり、その結果寺務をしばしば懈怠した号一頁)は、単純化すれば、X寺の住職であったYが妻以号一頁)は、単純化すれば、X寺の住職であったYが妻以まず①種徳寺事件(最判昭五五・一・一一民集三四巻一

評釈

不適法というべきである。

本判旨に反対する。

つぎに、

②本門寺事件

(最判昭五五

四

○判時九七

役員兼責任役員たる地位を有することの前提として適法

その当否を判定する前提問題として特定人につき住職たる ては されたかどうか、 明渡請求は認容したのであり、 位の確認については、 役員たる地位の確認 を求めたのに対し、Yが住職たる地位の確認、および代表 であると認めるとき」に該当するとして罷免された。 多数から不信任の表示を受け、 容が宗教上の教義の解釈にわたるものであるような場合は 地位の存否を判断する必要がある場合には、 を欠くとして不適法却下した。 ないから、 な権利または法律関係の存否の確認を求めるものとはいえ たものである。これに対し、 で、X寺がYを相手取って、本堂、 てこのようなことが、 。罷免の適否について、 「他に具体的な権利又は法律関係をめぐる紛争があり、 そうでない限り、 かかる訴えは確認の訴えの対象となるべき適格 つまり住職の地位を判断することについ (これは後に取り下げられた) を求め 住職は宗教上の地位であって具体的 住職任免規程の その地位の存否、すなわち選任な 裁判所が審判権を有する」とし 最高裁は、まず、住職たる地 宗務長で住職として不適当 その前提として住職を罷免 しかし、続いて、本堂等の 庫裏等の建物の明渡し 「住職が檀信徒の大 、その判 断 そこ の内 支えのないところというべきである。 前記のような問題につき審理、 教活動上の自由ないし自治に対する介入にわたらない限り 的な審理、 ごときものについては……裁判所がこれに立ち入って実体 ができる」と述べ、また、「宗教上の教義にわたる事項の 上の地位を有する者であるかどうかを審理、 判断する前提として、その者が右の規則に定める宗教活動 定人が当該宗教法人の代表役員等であるかどうかを審理 責任役員となるとされている場合……には、 0 0 0 職 信徒の多数派から推されて住職になったとするXと、 確立された慣習などは存在していなかった。ここでは、 た事件である。ただ、Y寺には、 職になったのか、それともAが住職になったのかが争わ ることの確認を求めた事件であり、その前提としてXが 三号八五頁) 地位にある者が当該宗教法人の規則上当然に代表役員兼 住職というような本来宗教団体内部における宗教活動上 間で争いが起きたのである。これに対し判旨は、「寺院 の単独の意思によって住職の地位を譲られたとするAと 判断を施すべきものではないが、 は、 X が、 Aが代表するY寺の代表役員であ 判断することは、 住職選任に関する規則 ……XがY寺の代表 右のような宗 判断すること 裁判所は、 なんら差

B ħ

うかが争われているものであるところ、その選任の効力に

有効にY寺の住職に選任せられ、その地位を取得したかど

か、 関する争点は、 るかどうかの判断に必要不可欠のものである限り、 教義ないしは宗教活動に関する問題ではなく、専らY寺に 団体内部においてのみ自治的に決定せられるべき宗教上の い適格を備えているかどうかというような、本来当該宗教 また、 XがY寺の住職として活動するにふさわし

においてこれを審理、 い」とする。そして、 表役員兼責任役員たる地位の前提をなす住職の地位を有す おける住職選任の手続上の準則に従って選任されたかどう あり、このような問題については、それが前記のような代 右の手続上の準則が何であるかに関するもので 住職選任に関する規則や確立され 判断することになんらの妨げはな 裁判所 た

よってその効力を判断するほかないとし、 板まんだら事件 X勝訴の本案判決をした。 (最判昭五六・四・七民集三五巻三号 原審の認定を是

して条理に適合したものということができるかどうかに

方法が寺院の本質およびY寺に固有の特殊性に照ら

匹匹三頁)

は、

Y学会の元会員であったXらが、Y学会に

対してなした寄付には要素の錯誤があり無効であるとして、

手続、

慣習が存在しない場合でも、

具体的になされた住職選任

0

訟は、

その実質において法令の適用による終局的な解決

不可能なもの」であると。

心となっていると認められることからすれば、 点及び当事者の主張立証も右の判断に関するものがその核 録にあらわれた本件訴訟の経緯に徴すると、 帰すうを左右する必要不可欠のものと認められ、 問題であるにとどまるものとされてはいるが、本件訴訟の 形式をとっており、その結果信仰の対象の価値又は宗教上 訴訟は、 うに述べてこの訴えを不適法却下した。 るというようになったというものである。 が本尊だとする板まんだらは偽物であり、 その返還を求めたものである。その錯誤の内容は、 教義に関する判断は請求の当否を決するについての前提 われて寄付したが、Y学会は後に広宣流布は未達成であ 具体的な権利義務ないし法律関係に関する紛争の すなわち、「本件 最高裁は次のよ 広宣流布達成と 本件訴訟の 結局本件訴 また、 Y 学会

0

これに対し最高裁は、XおよびYの訴えをいずれも不適法 提としてX寺の代表役員たる地位確認を求めたものである に付されたYに対して、 頁 明渡しをX寺が求め、 (4) は、 蓮華寺事件 教義から見て異説を述べ改めないとして擯斥処分 (最判平元・九・八民集四三巻八号八八九 逆に、 Yが、 住職でなくなったとして寺院建物 擯斥処分の無効を前

の選 0

任ないし罷免の適否であっても、

利義務が訴訟物である場合には、

その前提問題が その前提問題につ

住

0

(3) である。

ても審判権は及ぶ。

ただし、

第四として、その前提問題

が

が争われている。

そして、

事件の内容からいえば、

明

渡請

判所 右の地位の存否の審理判断をすることができないものとい 関する手続上の準則で宗教上の教義、 提として、その者の宗教団体上の地位の存否を審理判断し 関する事項をも審理判断しなければならないときには、 されたかどうか……にとどまらず、 何らかかわりを有しないものに従ってその選任、 なければならない場合において、 ての宗教法人の代表役員等の地位の存否を審理判断する前 ば、 かかる事項について一切の審判権を有しない以上、 その地位の選任、 宗教上の教義、 信仰に関する事 剝奪がな 信仰に 剝奪に 項に 裁

限、

体内部の地位が宗教法人上の地位、

宗教団体財産の処分権

却下した控訴審判決を是認した。すなわち「特定人につ

信

り得るということである。 すなわち、 0) の存否の確認を求めるものとはなり得ない、ということで なる宗教上の地位の確認は、 確認は、 Ĺ 一の判例からは、 第二には、 まず第一に、 具体的な権利義務の確認として審判の対象とな 宗教法人上の概念たる代表役員たる地位 以下の四つのテーゼが抽出できよう。 住職たる地位の確認のように、 また第三には、具体的な法律上 具体的な権利または法律関係 単

わなければならない」という。

その 見解の対立は存在しなかった。 られる場合には、 これらのテーゼのうち、 仰 判断が訴訟の帰趨を左右する必要不可欠な判断と認め . の 対象の価値や宗教上の教義に関するものであって、 審判権は及ばない、というものである。 第一と第二のテーゼについては 問題とされたのは、

ち第三および第四テーゼをめぐるものであった。(*) ぐる争いが法律上の争訟に当たるか否かという点、 提とされている場合でも、なお、宗教団体内部の地位 団体から給与を受ける地位など、 具体的権利義務 これらは すなわ の前

ゼは、 や蓮華寺事件ではそれが認められないとの結論を導い 法律上の争訟性が認められたのに対して、 ŋ 件のいずれにおいても示されている。そのうち、 上記種徳寺事件、本門寺事件、板まんだら事件、 この点の相違が、 とくに板まんだら事件や蓮華寺事件で強調されてお 種徳寺事件や本門寺事件におい 板まんだら事件 第四テー 蓮華寺事 ・ては

づく建物退去土地明渡しであり、 事件におけるXのYに対する訴訟の訴訟物は、 このような判例の流れの中で本件をみると、 まさに具体的な権 所 利関係 権

本件甲

テーゼを強調し、本件訴えを不適法却下したものであり、ないわゆる処分貫徹型の事件である点で、上記種徳寺事件と同質であるといえよう。そして、本判旨ないわゆる処分貫徹型の事件である点で、上記種徳寺事件求の前提として、住職の擯斥処分の効力が問題となってい

(1) 学説としては、本来宗教団体が自治的に決定すべき一 学説の状況とその検討

事例判決と評価すべきものである

等の理 るが、多くの学説は、法却下すべしとして、 上 0 の前提問題にとどまるが、 体的な権利義務または法律関係の存否を訴訟物とする訴訟 宗教上の教義、 紛争の解決を法外の実力の争いに委ねてしまうことになる つき法的救済を拒否することは国民の裁判を受ける権利 (憲三二条) を侵すことになる、 一の事項に介入することは許されないとして、訴えを不適 「点の判断を避けることができない場合には、 由から、 信仰ないし宗教上の活動に関する事項が具 判例に批判的であり、 判例に賛成する見解も唱えられて 訴訟上 請求の当否を決するについてそ の請求である私法上の権利に 裁判所が判断を避けると、 裁判所は本案の判 国家は宗教

される。 て、学説上は、 事実に関する団体の自律的決定へと変更されている。 (4) 見解にあっては、 説とか自律的決定尊重論と呼ばれる)である。 して請求につき判断を行うべきとする見解(自律結果尊重 が認められる場合には、その判断を尊重してそれを前提と いては、 証明説と呼んでおく)。そして最後に、③宗教的問題につ を得ることは可能であるとする見解である(仮に間接事実 によって、 可能ないし困難であるが、間接事実の証明がなされること ことになる。次に、②宗教的事項を直接証明することは不 主題はあくまで処分事由の存在といった宗教的事項という である(いわゆる主張立証責任説)。これによれば、 証責任原則を適用することによって処理すべきとする見解 具備されているか否について、民事裁判の原則通り主張立 は当該宗教団体の規則に依拠し、その規則が定める要件が 以下の三つに大別することができる。すなわち、 そして、本案判決をなしうるための理論構成としては、 当該団体がその決定や処分を自律的に行ったこと 立証主題たる宗教的事項について裁判所が心証 ②・③の見解が多数説を形成しつつあると 証明主題は、本来の要件事実から、 ただ、この

本件の請求原因事実はNの所有権の存在とYの本件

(2)

をすべきであるとする。

るが、 判決がなされることになる。また、本件前訴は確定してい 立証することができなかったことに帰し、 教上の宗旨・教義といった宗教上の事項に裁判所の審判権 ち入って審理判断することが不可欠である。 槃妙心実相無相微妙の法門を臨済禅師を経て伝承された開 ならないことになる。そのためには、「釈尊の正法眼蔵涅 の禅 微妙の法門を臨済禅師を経て伝承された開山無相大師一流 Aの宗旨・教義である「釈尊の正法眼蔵涅槃妙心実相無相 事由たる本件処分がなされたことが主張立証される必要が 説の立場からは、Xの請求が認められるためには、 が及ばない以上、 山無相大師 て本派の秩序を紊したという事実が主張立証されなければ に違反して甚だしく本派の秩序を紊したこと、換言すれば、 ある。その際には、 れに対する再抗弁事由となる。したがって、主張立証責任 いうことは抗弁事由となる。さらに、本件処分の事実がそ (臨済宗妙心寺派宗綱二条)」に違反し、それによっ 仮に、 代表役員の確認の訴訟が係属しているとする 流の禅」 原告は請求を理由あらしめる事実を主張 擯斥処分事由の存在、すなわち、 の意味内容を探求し、その内容に立 請求棄却の本案 しかるに、 再抗 宗制 宗 弁 また、 側が、 解は妥当とはいえないであろう。 て、

ろう。また、このような結果を是認するならば、 の秩序を裁判所が大きくゆるがすことになってしまうであ 機関決定をしても、建物の明渡しを求めることもできず、 になろう。そうすると、宗教団体が多数による擯斥処分の 証できないのであるから、被処分者たるYが勝訴すること 当該住職の地位を否定することもできず、宗教団体 教義にかかわる争点を持ち出しさえすれば勝訴でき 被処分者

土地

の占有である。

それに対し、Yがその土地に対する正

と、

処分事由の存在

(宗制違反・秩序紊乱)

をXが主張立

当権限を有していること、すなわち、

住職の地位にあると

とにもなりかねない。さらには、 (16) きるのかという疑問もある。このような観点から、 事項について、そもそも要件事実 る争点を故意に作出する訴訟戦術に出ることを助長するこ る可能性が高まることを意味し、このような教義にかかわ 証明主題となってはいるが裁判所が審理判断できない 証明責任分配の前提とし (主要事実) の抽 出 Iがで

事実は、 以上、 ないであろう。 宗旨・教義がいかなる内容のものであるかを認識し得ない ると解され、それが証明主題となるが、裁判官としては 宗旨・教義に違反したか否かを判断することはでき 宗旨・教義に違反し本派の秩序を紊したことであ したがって、 間接事実をいくら積み重ねて

それに対し、

間接事実証明説では、

本件でいえば、

も立証主

「題につき心証は形成できないということになるの

が

Ŕ 直結しているとの批判がなされている。 ではあるまい ら直ちに「宗教団体の任免規定解釈・適用上の最終的 宗教における信仰の自由と宗教団体における自治を混同 定および宗教法人法八五条などの規定趣旨 が出てくると主張しているわけではなく、 自律結果尊重説は、「宗教と国家の原理的独立性」か 注律結果尊重説に対しては、 主張立証責任説の立場から、 しかし、少なくと (信教の自由 憲法の諸

結社 論として許される、 がなされ、それが一定の内容のものであるということを立 立証に代えて、 釈そのものにかかわっている場合には、本来の要件事実の 限 尊重説では請求認容判決がなされるのに対して、 の妥当性という観点からみると、本件でいえば、自律結果 証するというように、 責任説によれば請求棄却であり、 の範囲で、 の自由等に基づく宗教団体の自律権)から、 まことに落ち着きの悪いものであり、 ある法律要件事実の存否が宗教上の教義の解 当該事実の存否について団体の自律的決定 と主張しているに過ぎない。 立証主題の変更を認めることが解釈 その結果は、上述したよ 宗教団体が二派に分裂 前説の方が説 主張立 また結果 必要最小 証

得力を有するものと考える。

なお、

有利に、 それに代えることができると解する。 あり、 ではない。たしかに、このような場合には、 があったという認定をしたという事実の主張立証をもっ という事実を直接証明させる必要はなく、 判断が不可欠となるが、このような場合には、 宗旨・教義違反の事実を証明するためには、 由が宗旨・教義違反であったという事例である。ここでは した懲戒処分につき、その効力が問題になり、 は、そのような二派対立型の争訟ではなく、宗教団体がな はやむを得ないものと考えるべきであろう。 を行使すべきものであり、結果としてそれが一方当事 令の適用に適するものである限り、 訟物が法律上の権利義務であり、 れうることは否定できない。 における自律的決定に該当する事実の存在の しているとき、 あったとみてよいかという点については、 通常の証明責任原則によって請求棄却 他方当事者に対して不利に働いたとしても、 手続準則に従っているかだけで自律的 しかし、一般的にいえば、 かつ、 裁判所は進んで審判権 攻撃防御方法が法 宗教団体 宗教的事 しかし、 の判決がなさ 証明は困難で 宗教団 消 違反をした 極論 :が違反 体 者に ず項の 内部 決定

S. 規 権 したがって、

最悪の場合には、

Xの自力救済により、Yら

の強制的排除という事態もおこりかねないであろう。また、

三 本判旨の検討

方、

ともできず、建物の管理等は一切できない状態となる。他、Xは登記名義上Xの住職であるが、当該寺院に立ち入るこ

擯斥処分を受けたYも単に事実上寺院を占拠していて

(1) 本件は、訴訟物自体、建物退去土地明渡請求権であり、法律上の権利義務であることはいうまでもない。ただ、り、法律上の権利義務であることはいうまでもない。ただ、いところ、その処分理由は、「宗旨又は教義に立ち入って審理をする必要があった事は、宗旨又は教義に立ち入って審理をする必要があった事は、宗旨又は教義に立ち入って審理をする必要があった事は、宗旨又は教義に立ち入って審理をする必要があった事に、第三テーゼと第四テーゼが問題となる事例であった。た、第三テーゼと第四テーゼが問題となる事例であった。

て、当事者の自主的解決が期待できるとは到底思えない。 ※に代表されたXの訴えが却下された結果、本件庫裏や本 なる。しかし、本件のように訴訟にまでなった事件におい なる。しかし、本件のように訴訟に表れざるをえないことに がは、XとYらとの私的交渉に委ねざるをえないことに なることになるため、 なる。しかし、本件のように訴訟にまでなった事件において、

法却下したものである

そこで、まず、本件が訴え却下という訴訟判決をな

の瑕疵により第三者が損害を被った場合を想定すると、民とにより、寺は荒れ果てる。そうすると、建物の設置保存他へ移し、明渡しの対象となった寺から事実上退去するこ他へ移し、明渡しの対象となった寺から事実上退去することにより、寺は荒れ果てる。そうすると、建物の設置保存とにより、寺は荒れ果てる。そうすると、建物の設置保存とにより、事は、所有者から司法的に明渡しを請求されないという立場も、所有者から司法的に明渡しを請求されないという立場

当であったとはいえない。 当であったとはいえない。 当であったとはできないにもかかわらず、責任のみ負担させ 理することはできないにもかかわらず、責任のみ負担させ 的に寺院の占有を回復する途は閉ざされており、事宝法七一七条一項との関係で、登記簿上の代表役員が、

事実上管

しその反面、紛争解決の必要性ないし紛争当事者の裁判を条・八九条)に忠実であることを示すことにはなる。しかることで、信教の自由の保障や政教分離の原則(憲二〇

宗教上の教義の判断に立ち入らないという態度を明確にす

たしかに、このような却下判決を下すことは、

裁判所が

を有することになる。 限であり、これを国民の目から見れば、裁判を受ける権利 利を奪うようなことがあってはならないと考える。 のである限り、 てはその中立性に配慮するあまり、 (3) 次に本判旨の法律構成を検討する。本件は宗教団体 それについて裁判をすることは裁判所の権 したがって、この場合、裁判所とし 国民の裁判を受ける権

事

内部で自律的決定たる一定の処分がなされたことを前提と

分の

蓮

当事者間の争訟が権利義務についての争いを内容とするも

受ける権利に対する配慮に欠けることになる。すなわち

地位の存否、 たるものであるような場合は格別 等の明渡しを求める点でほぼ同 である。この点につき、 を被告として処分の効果を主張する、 判所が審判権を有する」と述べ、本案判決をしているのに ある場合には、 として特定人につき住職たる地位の存否を判断する必要が 律関係をめぐる紛争があり、 種徳寺事件においては、 団体あるいはその下部団体が原告となり、 すなわち選任ないし罷免の適否について、 その判断の内容が宗教上の教義の解釈にわ 擯斥処分を原因として土地・ その当否を判定する前提問 「他に具体的な権利又は法 の事例であるにもかか そうでない いわゆる処分貫徹型 、限り、 被処分者 その 家屋 裁 題 わ

> Ш 13 11

は、

対し、

本判旨は、「本件訴訟の争点である上記擯斥処分の

が禁じられているにもかかわらず、

被処分者が勝手にセミ

が住職の不行跡にあったのに対し、本件では、 している。その背景には、種徳寺事件においては罷免事由 い」として訴え却下の判決を下しており、 容に立ち入って審理、 効力の有無を判断するには、 由が「宗旨又は教義に異議を唱え」たことであり、 判断することを避けることはできな 宗教上の教義ないし信仰 著しい対照を 住職 の罷免 そこ の内

こそ、宗旨または教義に異議を唱えたことであるとされて いるが、その実質は、 といってよい。 して擯斥処分がなされたものであり、 日蓮正宗の内部において創価学会をめぐって教義、 点にあると思われる。その点からみれば、 宗旨または教義の範囲内であったか否かであると解された での中心的な争点は、Yの法階授与行為が当該宗教団体の 脈相承に関する教義および信仰を否定する異説であると おいてされた被処分者の言説が日蓮正宗の本尊観および し宗教活動に関する深刻な対立が生じ、その紛争の過程 一華寺事件と親近性を有する。 日蓮正宗の教義そのものの解釈をめぐるものであった 理由が、 Yの言説が異説であるか否かが争点となった それに対して、本件では、 管長以外の者が法階を授与すること しかし、 まさに、 蓮華寺事件では 本件は、 擯斥処分の 紛争の 信仰な 擯斥処 中心 理

ついて、 限り、 する必要がある場合には、 る前提問題として特定人につき住職たる地位の存否を判 権利又は法律関係をめぐる紛争があり、 種徳寺事件において最高裁判所が述べた、「他に具体的な である。 の秩序を紊した」か否かという点にあったと考えられるの 教義に異議を唱え」という点にあったのではなく、「宗門 る「宗旨又は教義に異議を唱え、 れたと評価しうるのであり、 法階授与の基準が曖 る風潮が広まった等の事情があれば、 の解釈にわたるものであるような場合は格別、そうでない いう事由のうち、 由であった事件である。 たと考えられる事例なのである。そのように解すれば、 !の被包括宗教法人たる寺の住職達が勝手に法階を授与す その地位の存否、 このような事態は、 Yが勝手に法階を授与することによって、 裁判所が審判権を有する」という理論が適用でき したがって、一連の判例理論に従ったとしても、 本件における争いの中心は、「宗旨又は 味になり、 すなわち選任ないし罷免の適否に 言い換えれば、 その判断の内容が宗教上の教義 まさに、 このような判断の内容は、 管長の権威も失墜するであ 宗門の秩序を紊した」 当該宗派の秩序が乱さ 当該宗派内における その当否を判定す 擯斥処分の理由 例えば

淅

0

V

したがって、 例理論に従ったとしても本判旨は不当である。 されるべき事例であったといえるのであり、 本件では、訴え却下ではなく、 本案判決がな 仮に従来 'n

ح

(4)

ナー

の受講者に法階を授与したということが擯斥処分

0

玾

教

上の教義の解釈にわたるようなものではない

のである。

た

る限り、 律関係を不安定なものにすることになろう。 のことは、 あるか否かという微妙な判断が強いられることになり、 救済は図れるとしても、 する必要がある場合には、 その当否を判定する前提問題として宗教的事項につき判断 ての判断の内容が宗教上の教義の解釈にわたるもの しかし、 具体的な権利または法律関係をめぐる争 裁判所に負担を掛けることになると同時に、 翻って考えれば、このような判例理 裁判所は、 各事例の対応に応じて個別的な 常に、 当該宗教事 よって、 13 があり 論 ず項に によ で

で、 法的な不安定性が生じる余地ははるかに少ない。 権利・義務についての紛争を解決しようとするものであり 重して、 において適切な自立的判断がなされた以上、その結果を尊 それに対して、二で述べた自律結果尊重説は、 自律結果尊重説は、 宗教的事項の判断に立ち入ることなく、 判例理論よりも妥当であると思わ 具体的な その意味 ある団体

本

を一

般的に採用するのには躊躇を禁じ得ない。

宗

れる。

自律結果尊重説は、

すでに述べたように、

ある法律

がなされ、それが一定の内容のものであるということを立 立証に代えて、当該事実の存否について団体の自律的決定 ている場合には、

要件事実の存否が宗教上の教義の解釈そのものにかか

必要最小限の範囲で、

本来の要件事実

0 0

わ

とくに本件では、

宗教団体が二派に分裂してその正統性を

立証主題の変更を認めるものである。

証するというように、

争っているというような事例ではなく、

管長以外の者に

よって勝手になされた法階授与行為が擯斥事由に当たると

が主張立証された場合には、 Yに懲戒事由があったという認定を適正にしたという事実 されるものというべきである。言い換えれば、本件又が、 容は何であったかという点に証明主題を変更することが許 いう認定をしたという事実が主張立証されたといえるため よいことになる。 定(処分)が正当になされたか否か、 本件建物退去土地明渡請求権の有無につき判断すれば 裁判所としては、 そして、 本件擯斥処分の有効性を前提とし Xi が、 その自律的決定は尊重される Yに 懲戒 事由 および、その処分内 「があったと

棄

事件を原審に差し戻すべきであったと考える。

11

には、 は、 がって、こういったことを調べ直すために、 あってもよいと評価できる場合もあり、 ほとんど生じなかったような場合には、 内にほとんど生じず、 Yのなした法階授与行為によって、被包括宗教法人たる寺 権の範囲の逸脱や濫用がないということである。例えば、 うことであり、 の内容が、公共の利益に合致していなければならないとい ればならない。第二に、 規定がない場合には、「条理」によってそれを補充しなけ 規定が存在するとは限らないことを考えれば、そのような ればならない。ただ、すべての団体に常にこのような手続 正当な懲戒手続を踏んでなされたことが主張立証されなけ 当該団体の規則等を手がかりに、 ると考える。 し濫用と評価される余地もないではないであろう。 住職等が勝手に法階を授与するといった風潮が当該宗派 擯斥処分という本件懲戒処分が裁量権の範囲 手続的および実体的側面についての証明が必要であ すなわち、 かつ、懲戒処分をする際に、 当該宗派内におい 実体的側面として、 第一に、 本件擯斥処分が団 手続的な側 そのような場合に もっと軽い処分で て無秩序や混乱が 当該処分行為 原審判決を破 処分者に裁量 面でいえば、 の逸脱な 体内の した

されるべきであり、

本件の解決にとっては、その自律的

決

0

うである限り、このような団体のなした自律的決定は尊重

されたものであり、

処分主体

(包括宗教法人A) の存在な

いしその正統性については、

被処分者は争ってい

ない。

そ

の当事者の主張内容を前提に判断すべき上告審としてこの

職処分)

の主張を促すことが釈明権行使の範囲内のことと

匹 本判旨の傍論につい

ような示唆をすることは妥当ではないと思われる。(32)

この傍

本判旨は、「Aの懲誡規程五条一号は、『宗制に違反して

号ではなく、 判断する必要はなかったものと考えられる」と述べている ずしも宗教上の教義ないし信仰の内容に立ち入って審理 事由に該当するか否かが問題となっているのであれば、 とされているのであるから(管長及び管長代務者規程三条 甚だしく本派の秩序を紊した』ことを剝職事由として定め ある。これは本判旨の結論とは直接には関係のない傍論と 審判権が及び、本案判決ができる可能性を示唆するもので もし、原告側が争点を変えて、上記懲誡規程の四条一項三 ているところ、Aにおいて、法階は、管長が叙任すること 一項六号、法階規程一条二項)、Yの上記行為が上記剝職 五条一号を問題にしていたならば、裁判所の 必

いえる説示である。 本判旨が、傍論であるにもかかわらず、何ゆえに、 X1

ばかりか、むしろ有害でもある。

返しを喚起するような説示といえるのであり、

目すべきものであるとして評価するものもある。 唆をあえてしたのかということが問題になる。この説示に ついては、法的救済の可能性の光を見出すことができる注 勝敗を決定的に左右するであろうと思われるこのような示 は当事者が全く主張していない事実であり、事実審で しかし、

> ずれの処分であるかによって異なる。したがって、 え却下の判決がなされているが、擯斥処分と剝職処分とは よび原審の訴訟指揮に強い不満を抱くであろう。また、争 異なった処分であり、懲戒処分を受けたYの地位はそのい れば再訴を誘発する可能性もある。すなわち、本件では訴 点を変えて出直せば、本案判決が得られるということにな 更につき示唆を与えてくれなかったのかと考え、第一審お 論を読んだ当事者としては、それならばなぜその争点の変 本判旨

することができることになろう。その意味で、 由とする訴えは既判力に妨げられず再度、 み及んでいると考えるべきであり、懲誡規程五条一号を理 同じ訴えを提起 不要である 紛争の蒸し

て提起する訴えは争訟性がなく不適法であるという点にの の却下判決の既判力は、懲誡規程四条一項三号を理由とし

ては、 の教義にかかわらない事由 して提出されていたようであり、この点から、 なお本件では、懲誡規程五条一号は原審において証拠と 原審に対し、Xに対して争点の変更を促し、 (懲誡規程五条一号に基づく剝

あろう。むしろそうであるならば、なおさらのこと、本件判旨がそれにつき言及していないのはやむを得ないことで受理理由としてはなんら主張していないのであるから、本して認められるか否かを検討させる余地はあったと思われして認められるか否かを検討させる余地はあったと思われ

傍論による示唆はすべきでなかったといえるのである。

五結

結論に反対する。 以上のような考察から、本件判旨には、その理由および

の判例が出ている

- (1) 最判昭二七・一○・八民集六巻九号七八三頁、最判昭四四・七・一○民集二三巻八一七民集一○巻二号八六頁、最判昭四一・二・八民集二一七民集一○巻二号八六頁、最判昭四一・二・八民集二
- 2 二一三頁等 訂二版』 郎=松浦馨=鈴木正裕編 伊藤眞 一五頁 『民事訴訟法 上田徹一郎 [第四版]』一六八頁、 『新民事訴訟法講義 『民事訴訟法 [第六版] (第二版 中 野 貞 補
- 判対象とはならないとした警察予備隊違憲訴訟判決(最(3) たとえば、抽象的に法律が違憲かどうかについては審

- 4 解説 六頁等がある。 平成二一年度主 号一五頁、 六四号一三四頁、 頁 本件の評釈としては、 (ジュリー三九八号) 一四一頁、 濱﨑録・リマー 堀野出・ 要民事判例解説 門田孝・速報判例解説 速報判例解説 クス四一号一〇二頁、 小林学・平成二一年度重要判例 (別冊判タ二九号) 二〇 (法セ増刊) 川嶋四郎・法セ六 (法セ増刊) 六 原啓一郎 六号一六
- (5) 松浦馨「宗教上の地位・信仰対象をめぐる訴訟と法律上の争訟(1)(2)」民商九四巻二号二三四頁、三号三上の争訟(1)(2)」民商九四巻二号二三四頁、三号三上の争訟(1)(2)」民商九四巻二号二三四頁、三号三
- 認めるところである。たとえば、松浦・前掲民商九四巻(6) これは、表現について差はあるものの、多くの学説が

一号七七頁等

本和彦編) 法律学の争点シリーズ四民事訴訟法の争点』(伊藤眞・山 二号二三四頁以下、三号三六九頁以下、 (中村英郎編)二三頁、高橋宏志「審判権の限界」『新・ :の内部紛争と民事裁判権の限界」『民事訴訟法演習』 一八頁以下等 松村和徳 「宗教

11

- (7) このテーゼは、 争点一九頁、 きないため、 織 かわらず、 というのは抽象的には宗教上の地位だと解されるにもか 上 ている)が述べていたところである。 八号一四二三頁(慈照寺事件ないし銀閣寺事件と呼ば ·権」書研三六号三八頁参照)。 一の地位であるカトリックの修道会の会員、寺院の檀徒 の地位である代表役員といった次善のものが用意で いわゆる充て職規定の場合の住職に対する組 竹下守夫「団体の自律的処分と裁判所の審 確認請求が適法とされている(高橋・前 既に最判昭四四・七・一〇民集二三巻 ただし、本来宗教
- 8 七一〇号六頁 伊藤眞「宗教団体の内部紛争と裁判所の審判権」 判夕
- 9 前掲判夕七一〇号九頁。 処分貫徹型および処分抗争型の概念については、 伊
- 10 七号七頁、 て」創法六巻二号九五頁、 佐藤功「『法律上の争訟』と司法権の限界」 松本保三「宗教事項と裁判所の司法審査につ 本間靖規 「判批」 龍谷一八 民研二三

- 六頁、 五頁、 頁における寺田裁判官の意見等。 提たる宗教上の地位と裁判所の審判権」 権」判タ七〇四号七六頁、 論点Ⅱ』三一四頁、 中 一野貞一 および最判昭五六・四・七民集三五巻三号四四三 同 「司法審判権の限界の確定基準」 郎「憲法と民事訴訟」『民事訴訟法の論点Ⅰ』 同 「宗教団体の自律と裁判所の審判 片井輝夫 「法律上の地位の前 」判タ八二九号一 『民事訴訟法の
- 12 民集四七巻七号四六六七頁における大野裁判官の反対意 竹下・前掲書研三六号一頁、 および最判平五 九 · 七
- 13 五頁、 曆一頁、高橋宏志 頁 司ほか編)二三頁、 新堂幸司「審判権の限界」『講座民事訴訟②』 松浦馨「民事訴訟における司法審査の限界」 伊藤·前掲民訴四版一六九頁等。 『重点講義民事訴訟法 同 「新民事訴訟法 [第四版]』二四一 〔上二版〕 三三 (新堂幸 竜嵜環
- 14 高橋宏志 判権の範囲 伊藤眞「宗教団体の内部紛争に関する訴訟の構造と審 「判批」リマークス一号二○九頁も指摘してい 宗教法一〇号一六七頁。このことは、 既に、
- 16 15 する 頁は第二説に言及しておらず、 この点につき、 高橋・前掲争点二一頁。なお、 高橋・前掲重点講義 第三説が多数説であると 濱﨑・ (上三版) 前揭評釈 三五 一〇四

頁

同・前掲リマークス一号二〇八頁以下。

- 17 との疑問が否定できないとしている。 ような結果は信教の自由と真に抵触しないであろうか 支障が生じるおそれが強いのではないか、そして、その ルを左右せざるをえないとすると、 ば、 いとする。ただ、山本説によっても、「いかに世俗的に な見方からは、本文で述べた批判は本質的なものではな 範をまず立てろ」という立論ではないかとし、このよう 任説は、むしろ、 ルールを構築するとしても、 (教義違反行為)は懲戒事由とせざるをえず……換言すれ 「主張立証できるような事実だけを宗教団体は持ち出して 同旨、 世俗の問題に配慮するあまり、 『民事訴訟法の基本問題』 そのためにはそのような事実だけを要件とする規 高橋・前掲争点二一頁。この点につき、 宗教団体の規則制定の自由を前提に、 四五頁以下は、 やはり構成員の異端行為 団体の固有の運営に 宗教団体自体のルー 主張立証責 山本和
- (18) 伊藤・前掲宗教法一○号一六四頁

19

中

前掲判夕七○四号八○頁以下。

- (20) 中野・前掲判タ七○四号八一頁。
- 2) 中里,自耕半多七〇四号万一頁
- (21) 伊藤·前掲宗教法一○号一六八頁。
- (23) 伊藤·前揭宗教法一〇号一六九頁。

- (24) 魚住庸夫「判批」ジュリ九四八号二○○頁。
- (25) 却下判決がもたらす不合理な点については、井上・前(25) 却下判決がもたらす不合理な点については、井上・前(25) 却下判決がもたらす不合理な点については、井上・前
- (26) 伊藤・前掲判タ七一〇号一二頁参照
- は、このことを意識したものと考えられる。 でいるのは、このことを意識したものと考えられる。と述べ 理、判断する必要はなかったものと考えられる、と述べ とされているのであるから、Yの法階授与行為が上記剝 とされているのであるから、Yの法階授与行為が上記剝 とされているのであるから、Yの法階授与行為が上記剝 とされているのであるから、Yの法階授与行為が上記剝 とされているのであるから、Yの法階授与行為が上記剝 とされているのであるから、Yの法階授与行為が上記剝 とされているのは、このことを意識したものと考えられる。
- あることをまったく告げず、したがってそれをやめるよ(29) たとえば、XがYを懲戒処分する前に宗規違反行為でう。
- 3) 竹下·前掲書研三六号二〇~二九頁参照。

くるであろう。

うに忠告することもなく、

裁量権の逸脱が問題となる可能性は出

いきなり本件懲戒処分を行

- (31) 川嶋・前掲評釈一○四頁は、この言及につき、本二頁、濱崎・前掲評釈一○四頁は、この言及につき、本二頁、濱崎・前掲評釈一○四頁は、この言及につき、本宗教性をできるだけ廃した主張が求められるという指針 宗教性をできるだけ廃した主張が求められるという指針である。
- (32) 同旨、堀野・前掲評釈一六三頁は、規定五条一号への該当性を判断させるために事件を差し戻す余地もあったと考えられなくはないが……かえって不公平な結果となろうという。
 事由が懲誡規程のいずれに該当するかの主張は法律上の事由が懲誡規程のいずれに該当するかの主張は法律上の事となら、
- 3)この点、堀野・前掲評釈一六三頁は、剝職ないし擯斥 事由が懲誡規程のいずれに該当するかの主張は法律上の 事計が懲誡規程のいずれに該当するかの主張は法律上の を求める訴訟は既判力に抵触するという。もしこのよう に解するとすると、最高裁が、擯斥処分ではなく、剝職 処分を理由にすれば、Xの請求が認められる可能性を示 処分を理由にすれば、Xの請求が認められる可能性を示 しながら、釈明義務違反の点をまったく不問に付した 唆しながら、釈明義務違反の点をあったく不問に付した らしながら、釈明義務違反の点をあったく不問に付した 以分を理由にすれば、Xの請求が認められる可能性を示 しながら、釈明義務違反の点をあったく不問に付した という。

三上 威彦

(3) 小林・前掲平二一年重判解一四二頁も同旨。